

タイムズカー貸渡約款 新旧対比表(2021年4月1日改定)

条項	新条文	旧条文
約款名称	<u>タイムズカー貸渡約款</u>	<u>タイムズカーシェア貸渡約款</u>
第4条(会員カード) 第2項	2.会員は、当社から貸与を受けた会員カードを善良なる管理者の注意をもって、使用・保管し、会員カードを第三者に使用させたり、複製したりしないものとします。また、会員番号及びパスワードについても、善良なる管理者の注意をもって管理し、第三者に使用させ又は開示、漏洩しないものとします。なお、会員が本項に違反し、会員カード、会員番号及びパスワードが不正に利用された場合は、会員が使用したものとみなし、不正利用にかかる本サービス利用料金等その他の債務について会員がすべて履行する責を負うものとします。	2.会員は、当社から貸与を受けた会員カードを善良なる管理者の注意をもって、使用・保管し、会員カードを第三者に使用させたり、複製したりしないものとします。また、会員番号及びパスワードについても、善良なる管理者の注意をもって管理し、第三者に使用させ又は開示、漏洩しないものとします。なお、会員が本項に違反し、会員カード、会員番号及びパスワードが不正に利用された場合は、会員が使用したものとみなし、不正利用にかかる本サービス利用料金等その他の債務について会員がすべて履行する責を負うものとし、 <u>当社は一切の責任を負いません。</u>
第6条(会員資格の停止及び取消) 第1項 第11号	(11)他の会員又は第三者に著しく迷惑を掛ける行為(カーシェアリング車両の車内での喫煙、物品等の放置、カーシェアリング車両の汚損等を含むがこれらに限られない)を行ったと当社が <u>合理的に判断したとき</u> 。	(11)他の会員又は第三者に著しく迷惑を掛ける行為(カーシェアリング車両の車内での喫煙、物品等の放置、カーシェアリング車両の汚損等を含むがこれらに限られない)を行ったと当社が判断したとき。
第6条(会員資格の停止及び取消) 第1項 第12号	(12)安全管理上、本サービスを提供すべきでないとして当社が <u>合理的に判断したとき</u> 。	(12)安全管理上、本サービスを提供すべきでないとして当社が判断したとき。
旧第6条(会員資格の停止及び取消) 第1項 第15号	(削除) ※同条同項第17号に統合	<u>(15)以上の各号に準じ、当社がカーシェアリング車両を貸し渡すのを不当と認める事由が生じたとき。</u>
第6条(会員資格の停止及び取消) 第1項 第15号	(15)パーク24グループが提供するサービスに関する規約、約款に違反したとき、当該規約・約款に定める <u>利用</u> 資格の停止及び取消事由に該当し、当該利用サービスに係る <u>利用</u> 資格を停止又は取り消されたとき。	(16)パーク24グループが提供するサービスに関する規約、約款に違反したとき、当該規約・約款に定める <u>会員</u> 資格の停止及び取消事由に該当し、当該利用サービスに係る <u>会員</u> 資格を停止又は取り消されたとき。
第6条(会員資格の停止及び取消) 第1項 第17号	(17)以上の各号に準じ、 <u>当社がカーシェアリング車両を貸し渡すことが不当と合理的に判断したとき</u> 、その他事由の如何を問わず当社が必要であると <u>合理的に判断したとき</u> 。	(18)その他、事由の如何を問わず当社が必要であると判断したとき。
第6条(会員資格の停止及び取消) 第2項	2.会員は、カーシェアリング車両の運転に必要な運転免許の有効期間が満了したときは、直ちに更新後の運転免許証の写し <u>又は画像データを当社所定の手続きにより</u> 届け出るものとし、会員がその届出をしない場合には、当社は、前項第1号に準じて、当該会員の会員資格を停止し、又は取り消すことができるものとします。	2.会員は、カーシェアリング車両の運転に必要な運転免許の有効期間が満了したときは、直ちに更新後の運転免許証の写しを <u>当社に送付し、運転免許が更新された旨を</u> 届け出るものとし、会員がその届出をしない場合には、当社は、前項第1号に準じて、当該会員の会員資格を停止し、又は取り消すことができるものとします。
第6条(会員資格の停止及び取消) 第5項	5.会員は、第1項により会員資格の停止又は取消がなされたときは、停止又は取消がなされた日及び停止が解除された日が属する月の月額基本料金について、1か月分全額を支払うものとします。また、会員資格の停止又は取消以前になされた予約について、当社はこれを取り消すことができます。 <u>ただし、第1項による会員資格の停止又は取消の根拠となった事実が存在しないなど、同項の適用について当社の責めに帰すべき事由がある場合はこの限りではありません。</u>	5.会員は、第1項により会員資格の停止又は取消がなされたときは、停止又は取消がなされた日及び停止が解除された日が属する月の月額基本料金について、1か月分全額を支払うものとします。また、会員資格の停止又は取消以前になされた予約について、当社はこれを取消すことができます。
第7条(予約) 第1項	1.会員は、カーシェアリング車両を借り受けるにあたって、本約款及び別に定める料金表に同意の上、当社が別途定める方法により、あらかじめ借受開始日時、返還日時、借受希望ステーション、その他借受条件(以下「借受条件」といいます)を入力して貸渡契約の予約申込を行うものとします。なお、貸渡期間とは、原則として予約時に定めた借受開始日時から返還日時までの期間をいい、 <u>当社が借受開始日時よりも前にカーシェアリング車両の利用を開始することを認めた場合は、借受開始日時又は実際に会員がカーシェアリング車両の利用を開始した日時のいずれか早い方を貸渡期間の起算日時とします。</u>	1.会員は、カーシェアリング車両を借り受けるにあたって、本約款及び別に定める料金表に同意の上、当社が別途定める方法により、あらかじめ借受開始日時、返還日時、借受希望ステーション、その他借受条件(以下「借受条件」といいます)を入力して貸渡契約の予約申込を行うものとします。なお、貸渡期間とは、原則として予約時に定めた借受開始日時から返還日時までの期間をいいます。
第7条(予約) 第6項	6.当社は、会員の希望するカーシェアリング車両の借受を予約できることを保証するものではなく、天災、事故、盗難、車両の故障・不具合、他の会員による返還遅延、固定電話・携帯電話・スマート	6.当社は、会員の希望するカーシェアリング車両の借受を予約できることを保証するものではなく、天災、事故、盗難、車両の故障・不具合、他の会員による返還遅延、固定電話・携帯電話・スマート

	<p>フォン・インターネット接続等の電気通信事業における通信障害、本サービスの運営に供されるシステムの故障又は不具合、その他の当社の責めに帰すべからざる事由により、会員が予約を申し込むことができなかった場合又は予約が承認されなかった場合にも、これにより会員に生ずる損害について、当社は賠償責任を負わないものとします。</p>	<p>フォン・インターネット接続等の電気通信事業における通信障害、本サービスの運営に供されるシステムの故障又は不具合、その他の事由により、会員が予約を申し込むことができなかった場合又は予約が承認されなかった場合にも、これにより会員に生ずる損害について、当社は賠償責任を負わないものとします。</p>
<p>第 8 条 (貸渡) 第 2 項</p>	<p>2.当社は、会員が予約したカーシェアリング車両の貸渡しを保証するものではなく、天災、事故、盗難、車両の故障・不具合、他の会員による返還遅延、固定電話・携帯電話・スマートフォン・インターネット接続等の電気通信事業における通信障害、本サービスの運営に供されるシステムの故障又は不具合、その他の事由により、予約されたカーシェアリング車両を会員に貸し渡すことができない場合又は貸し渡すことが客観的に適切ではないと判断される場合において、他のカーシェアリング車両を代わりに貸し渡すことができないとき、又は当社が案内した他のカーシェアリング車両の借受を会員が承認しないときは、当該予約は解除されたものとみなされます。また、第 6 条第 1 項の会員資格の停止、取消事由に該当する場合も、当社は予約を取り消すことができます。</p>	<p>2.当社は、会員が予約したカーシェアリング車両の貸渡しを保証するものではなく、天災、事故、盗難、車両の故障・不具合、他の会員による返還遅延、固定電話・携帯電話・スマートフォン・インターネット接続等の電気通信事業における通信障害、本サービスの運営に供されるシステムの故障又は不具合、その他の事由により、予約されたカーシェアリング車両を会員に貸し渡すことができない場合又は貸し渡すことが客観的に適切ではないと判断される場合において、他のカーシェアリング車両を代わりに貸し渡すことができないとき、又は当社が案内した他のカーシェアリング車両の借受を会員が承認しないときは、当該予約は解除されたものとみなされます。また、第 6 条第 1 項の会員資格の停止、取消事由に該当する場合も、当社は予約を取り消すことができます。なお、これにより会員に生ずる損害について、当社は賠償責任を負わないものとします。</p>
<p>第 9 条 (本サービス利用料) 第 5 項</p>	<p>5.会員が貸渡期間中にカーシェアリング車両にて有料道路又は時間貸し駐車場等、他社サービスを利用したときは、会員はその使用に係る利用料金等を自らの責任において精算するものとします。</p>	<p>5.会員が貸渡期間中にカーシェアリング車両にて有料道路又は時間貸し駐車場等を利用したときは、会員はその使用に係る利用料金等を負担するものとします。</p>
<p>第 11 条 (決済) 第 3 項</p>	<p>3.会員とクレジットカード会社の間において、当該クレジットカード会社が定める手続等に関連して紛争が発生した場合は、当事者間で解決するものとします。</p>	<p>3.会員とクレジットカード会社の間において、本サービス利用料の支払を巡って紛争が発生した場合は、当事者間で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。</p>
<p>第 19 条 (定期点検整備) 第 3 項</p>	<p>3.第 1 項の確認の結果、カーシェアリング車両の使用が困難である場合には、当社は、第 7 条に基づき会員によりなされた予約契約を解除することができます。なお、この場合、当社はカーシェアリング車両の稼働状況との関係で差支えない範囲で、他のカーシェアリング車両を案内するよう努めるものとしますが、それ以上の責任を負うものではありません。</p>	<p>3.第 1 項の確認の結果、カーシェアリング車両の使用が不適当と認められた場合には、当社は、第 7 条に基づき会員によりなされた予約契約を解除することができます。なお、会員は、この予約契約の解除により生じた損害について、当社に責任を問わないものとします。</p>
<p>第 20 条 (日常点検整備) 第 2 項</p>	<p>2.会員は、日常点検整備実施後、カーシェアリング車両に異常を発見した場合は、速やかに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。なお、当該異常により、当該カーシェアリング車両の貸渡ができなくなった場合において、他のカーシェアリング車両の案内ができないとき、又は当社が案内した他のカーシェアリング車両の借受を会員が承認しないときは、貸渡契約は解除となります。</p>	<p>2.会員は、日常点検整備実施後、カーシェアリング車両に異常を発見した場合は、速やかに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。なお、当該異常により、当該カーシェアリング車両の貸渡ができなくなった場合において、他のカーシェアリング車両の案内ができないとき、又は当社が案内した他のカーシェアリング車両の借受を会員が承認しないときは、貸渡契約は解除となります。なお、これにより会員に生ずる損害について、当社は責任を負わないものとします。</p>
<p>第 22 条 (禁止行為) 第 8 号</p>	<p>(8)カーシェアリング車両に灯油及びガソリン等の危険物、ならびに放射性物質及び感染症の検体等当社又は他の会員に危害若しくは健康被害を及ぼすおそれのある物品を積み込むこと。</p>	<p>(8)カーシェアリング車両に灯油、ガソリン等の危険物を積み込むこと。</p>
<p>第 24 条 (賠償責任) 第 4 項</p>	<p>4.本約款のその他の定めに関わらず、貸渡契約に関して当社の責に帰すべき事由(ただし、当社に故意又は重過失がある場合を除きます。)により会員に損害が生じた場合には、当社は、通常生ずべき現実の損害についてのみ、当該貸渡契約における利用料金相当額を上限として債務不履行又は不法行為による損害賠償責任を負うものとし、特別の事情によって生じた損害及び逸失利益については賠償責任を負わないものとします。</p>	<p>4.貸渡契約の履行に際して当社の責に帰すべき事由により会員に損害が生じた場合には、当社に故意又は重大な過失がある場合を除いて、当社は、通常生ずべき現実の損害についてのみ、当該貸渡契約における利用料金相当額を上限として債務不履行又は不法行為による損害賠償責任を負うものとし、特別の事情によって生じた損害及び逸失利益については賠償責任を負わないものとします。</p>
<p>第 29 条 (故障時の措置等) 第 4 項</p>	<p>4.会員は、当社が第 19 条に定める定期点検整備を行ったにも拘らず発生した故障等によりカーシェアリング車両を使用できなかった場合、当社の責めに帰すべき事由がない限り、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。</p>	<p>4.会員は、当社が第 19 条に定める定期点検整備を行ったにも拘らず発生した故障等によりカーシェアリング車両を使用できなかった場合、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。</p>
<p>第 30 条 (不可抗力事由による免責) 第 2 項</p>	<p>2.当社は、当社の責に帰すべき事由によらない天災、事故、盗難、車両の故障・不具合、他の会員による返還遅延、固定電話・携帯電話・スマートフォン・インターネット接続等の電気通信事業における通信障害、本サービスの運営に供されるシステムの故障又は不具合、その他の当社の責めに帰すべからざる事由により、当社がカーシェアリング車両の貸渡ができなくなった場合には、これにより会員に生ずる損害について賠償責任を負わないものとします。</p>	<p>2.当社は、当社の責に帰すべき事由によらない天災、事故、盗難、車両の故障・不具合、他の会員による返還遅延、固定電話・携帯電話・スマートフォン・インターネット接続等の電気通信事業における通信障害、本サービスの運営に供されるシステムの故障又は不具合、その他の不可抗力事由により、当社がカーシェアリング車両の貸渡ができなくなった場合には、これにより会員に生ずる損害について賠償責任を負わないものとします。</p>

第 32 条(残置物の取扱い) 第 2 項	2.無人のステーションにおいてカーシェアリング車両の貸渡し及び返還が行われる本サービスの性質上、当社は、原則として返還されたカーシェアリング車両の中に残置物があるか否かの確認及び残置物がある場合の回収をすることはできず、残置物を遺留したことによって会員又は同乗者その他の第三者に生じた損害について、 会員がその責任を負う ものとします。	2.無人のステーションにおいてカーシェアリング車両の貸渡し及び返還が行われる本サービスの性質上、当社は、原則として返還されたカーシェアリング車両の中に残置物があるか否かの確認及び残置物がある場合の回収をすることはできず、残置物を遺留したことによって会員又は同乗者その他の第三者に生じた損害について、 何らの賠償責任も負わない ものとします。
第 35 条(個人情報取扱い) 第 2 項 第 4 号	(4)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合	(新設)
第 35 条(個人情報取扱い) 第 4 項	4.当社は、 会員が本サービス、又は 当社が別途提供する貸渡自動車(以下「レンタカー」といいます)に係るサービスを利用する場合であって、会員情報を用いる予約サービスを利用する場合、当社がフランチャイズ契約を締結したフランチャイジーに対して、 本サービス又はレンタカーの予約・当該 サービスの利用に必要な範囲内で会員情報を提供するものとします。	4.当社は、当社が別途提供する貸渡自動車(以下「レンタカー」といいます)に係るサービスを 会員が 利用する場合であって、会員情報を用いる予約サービスを利用する場合、当社が レンタカーに係る フランチャイズ契約を締結したフランチャイジーに対して、 当該予約 サービスの利用に必要な範囲内で会員情報を提供するものとします。
第 37 条(ドライブレコーダー) 第 3 項	3.ドライブレコーダーによって記録された情報は、一定期間保存し(取得後 1週間 程度を目安とする)、保存期間終了後はすみやかに消去いたします。	3.ドライブレコーダーによって記録された情報は、一定期間保存し(取得後 3ヶ月 程度を目安とする)、保存期間終了後はすみやかに消去いたします。
第 40 条(保証金の取扱い) 第 4 項	4.会員が退会若しくは会員資格が停止、取消となり、又は本サービスの提供が中止又は終了した場合において、当該会員が登録した連絡先に当社が連絡しても、 5年にわたって 当該会員と連絡が取れないときは、保証金は当社にて処理するものとし、会員はこれに対し異議を申し立てないものとします。	4.会員が退会若しくは会員資格が停止、取消となり、又は本サービスの提供が中止又は終了した場合において、当該会員が登録した連絡先に当社が連絡しても、当該会員と連絡が取れないときは、保証金は当社にて処理するものとし、会員はこれに対し異議を申し立てないものとします。
第 43 条(届出事項の変更) 第 3 項	3.会員は、カーシェアリング車両の運転に必要な運転免許の有効期間が満了したときは、第 6 条第 2 項の規定により、更新された運転免許証の写し又は画像データを 当社所定の手続きにより 届け出ます。また、運転免許について停止又取消処分を受けた場合も、直ちにその旨を当社に届け出ますものとします。	3.会員は、カーシェアリング車両の運転に必要な運転免許の有効期間が満了したときは、第 6 条第 2 項の規定により、更新された運転免許証の写し又は画像データを 当社に送付し、運転免許が更新された旨を 届け出ますものとします。また、運転免許について停止又取消処分を受けた場合も、直ちにその旨を当社に届け出ますものとします。
第 43 条(届出事項の変更) 第 4 項	4.会員が第 1 項又は前項の届出を怠ったことにより会員に生ずる損害について、 会員が責任を負う ものとします。	4.会員が第 1 項又は前項の届出を怠ったことにより会員に生ずる損害について、 当社は責任を負わない ものとします。
第 44 条(本サービスの中止) 第 2 項	2. 会員 は、前項各号のいずれかの事由により本サービスの提供の遅延、又は中止等が発生する 場合があることを予め承諾の上、本サービスの利用を開始する ものとします。	2. 当社 は、前項各号のいずれかの事由により本サービスの提供の遅延、又は中止等が発生し、 これに起因して会員が被った損害について一切責任を負わない ものとします。
第 45 条(通信設備、システム、ソフトウェア等の変更及び免責) 第 1 項	1.当社は、会員への事前の通知、承諾なくして、当社の裁量により、本サービスに係る通信設備、システム、ソフトウェア等について修正、アップデートを行い、又は使用を終了することができ ます 。	1.当社は、会員への事前の通知、承諾なくして、当社の裁量により、本サービスに係る通信設備、システム、ソフトウェア等について修正、アップデートを行い、又は使用を終了することができ、 これに起因して会員が被った損害について一切責任を負わないものとします 。
第 45 条(通信設備、システム、ソフトウェア等の変更及び免責) 第 3 項	3.当社は、カーシェアリング車両に搭載しているカーナビについて、その精度、正確性、完全性、及び動作を保証するものでは ありません 。	3.当社は、カーシェアリング車両に搭載しているカーナビについて、その精度、正確性、完全性、及び動作を保証するものでは なく、カーナビによる案内、又はカーナビが使用できないことによって会員に生ずる損害について、当社は賠償責任を負わないものとします 。
第 46 条(代理権の授与)	1.当社は、会員が本サービス利用中、当社が締結した売買契約又は利用契約等に基づき、他社が販売する商品を購入、又は他社が提供するサービスを利用する必要がある場合、会員に対し代理権を授与する場合があります。 2.当社が会員に代理権を授与する場合、代理権の範囲は、本約款又は第 41 条のホームページに定めるものとし、会員は授与された代理権の範囲において、当社の代理行為を行うものとします。 3.会員が、代理権を濫用し、当社が定めた代理権の範囲を逸脱した行為によって、当社又は他者に損害を与えた場合、会員は当該損害を自己の責任において賠償するものとします。	(新設)
第 47 条(管轄裁判所)	本約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する 簡易裁判所又は地方裁判所 をもって 第一審の専属的合意 管轄裁判所とします。	本約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とします。
第 48 条(利用申込) 第 2 項	2.本サービスの利用申込をなす法人の場合、第 2 条第 1 項の「会員」を「登録運転者」と読み替え、また第 3 条第 3 項第 3 号の規定を「与信審査の結果が、当社の定める基準を満たさないとき」と読	2.本サービスの利用申込をなす法人の場合、第 2 条第 1 項の「会員」を「登録運転者」と読み替え、また第 3 条第 3 項第 3 号の規定を「与信審査の結果が、当社の定める基準を満たさないとき」と読

	み替えるものとします。また、前項の法人会員に対しては、第3条(入会)、第5条(退会)並びに第6条(会員資格の停止及び取消)の各規定は、本サービスの利用申込、本サービスの利用終了並びに本サービスの利用資格の停止及び終了に関する規定として適用されるものとします。	み替えるものとします。また、前項の法人会員に対しては、 本約款 第3条(入会)、第5条(退会)並びに第6条(会員資格の停止及び取消)の各規定は、本サービスの利用申込、本サービスの利用終了並びに本サービスの利用資格の停止及び終了に関する規定として適用されるものとします。
第51条(保証金特約) 第1項	1.第40条に基づき法人会員が当社に預託した保証金については、タイムズビジネスサービス規約に定める各種サービスにおいて、パーク24グループとの間に発生する全ての債務の担保として取り扱い、法人会員がパーク24グループとの間に発生する債務のうちいずれか一つでも支払を遅延した場合、パーク24グループは、いつでも保証金を当該債務の弁済に充当することができるものとします。この場合、法人会員は、パーク24グループからの請求により、追加保証金を預託しなければなりません。また、パーク24グループは、法人会員に対して、必要に応じて、預託保証金の増額を請求できるものとします。	1.第39条に基づき法人会員が当社に預託した保証金については、タイムズビジネスサービス規約に定める各種サービスにおいて、パーク24グループとの間に発生する全ての債務の担保として取り扱い、法人会員がパーク24グループとの間に発生する債務のうちいずれか一つでも支払を遅延した場合、パーク24グループは、いつでも保証金を当該債務の弁済に充当することができるものとします。この場合、法人会員は、パーク24グループからの請求により、追加保証金を預託しなければなりません。また、パーク24グループは、法人会員に対して、必要に応じて、預託保証金の増額を請求できるものとします。
プラグインハイブリッド車及び電気自動車の利用に関する特則	第10章 プラグインハイブリッド車及び電気自動車の利用に関する特則 第59条(電気自動車の利用)	プラグインハイブリッド車及び電気自動車の利用に関する 特約
第59条(電気自動車の利用) 第4項	4.電気自動車又は充電器の不適切な取扱い又は不注意等、会員の責に帰すべき事由により生じた事故、トラブル等について、 会員が責任を負うもの とします。	4.電気自動車又は充電器の不適切な取扱い又は不注意等、会員の責に帰すべき事由により生じた事故、トラブル等について、 当社は一切の責任を負わないもの とします。
第59条(電気自動車の利用) 第5項	5.会員は、電気自動車の返還にあたり、第31条、第33条の定めに従うほか、充電器の充電ケーブルを電気自動車の充電装置に接続して返還するものとします。なお、充電器の充電ケーブルを電気自動車に接続しないで電気自動車を返還した場合、会員は、対応に要した費用、及び以後の貸渡等に支障等が発生した場合の損害を賠償するものとします。	5.会員は、電気自動車の返還にあたり、 タイムズカーシェア貸渡約款 第31条、第33条の定めに従うほか、充電器の充電ケーブルを電気自動車の充電装置に接続して返還するものとします。なお、充電器の充電ケーブルを電気自動車に接続しないで電気自動車を返還した場合、会員は、対応に要した費用、及び以後の貸渡等に支障等が発生した場合の損害を賠償するものとします。
第59条(電気自動車の利用) 第7項	7.電気自動車が充電不足に起因して車両走行不能となった場合、 会員がその責任を負うもの とし、レッカー費用その他借受時のステーションへの帰着に係るすべての費用は、会員が負担するものとします。	7. 当社は 、電気自動車が充電不足に起因して車両走行不能となった場合、 いかなる責任も負わないもの とし、レッカー費用その他借受時のステーションへの帰着に係るすべての費用は、会員が負担するものとします。

※条文新設に伴う条数のみの変更は含みません。